

## 1月メルマガの記事 萩尾

### 産業廃棄物処理の委託先の実地確認について

いつもお世話になっております。皆さんは、静岡県、浜松市共に、「産業廃棄物の適正な処理に関する条例」では、産業廃棄物を委託して処理する事業者に対し、その委託先の積替え保管又は中間処理若しくは最終処分の施設を実地に確認することを求めております。頻度は年1回となっております。

自社に廃棄物を委託してくださるお客様は自社の工場の実地確認をしていただく必要があります。

リサイクルクリーンには「優良認定」があるのをご存じですか？

「優良認定」を取得している処理業者に対しては。実地確認が免除されます。したがって、自社に委託していただいているお客様は、免除されます。

工場の様子が確認したい方はリサイクルクリーンのホームページに映像にて工場内を疑似見学する動画も設置しておりますのでご活用ください。

実地確認だけでなく勉強の為に自治会や小学校、中学校などで自社の工場見学を利用してもらうことも事例も多いので、お気軽にお問合せください。

質問等はお気軽にホームページの問合せやお電話を頂ければ対応いたします。